

第3790号議案から
第3795号議案まで

第230回

福岡県都市計画審議会議案

平成29年8月28日
博多サンヒルズホテル

第230回福岡県都市計画審議会議案

議案番号	議案名	ページ
第3790号	福岡広域都市計画区域区分の変更(福岡県決定)について	1~6
第3791号	北九州広域都市計画区域区分の変更(福岡県決定)について	7~12
第3792号	久留米小郡都市計画区域区分の変更(福岡県決定)について	13~18
第3793号	大牟田都市計画区域区分の変更(福岡県決定)について	19~24
第3794号	北九州広域都市計画臨港地区の変更(福岡県決定)について	25~27
第3795号	京築広域景観計画の変更(福岡県策定)について	28~29

第3790号議案

29都第1391号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

福岡広域都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について

平成29年8月28日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画区域区分の変更（福岡県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		2, 291千人	2, 410千人
市街化区域内人口		2, 169千人	2, 291千人
配分する人口		-	2, 245千人
保留する人口		-	46千人
（特定保留）		-	0人
（一般保留）		-	46千人

理由

別紙のとおり

理 由 書

本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。

今回の見直しは、第7回の定期見直しにおいて保留された人口フレーム内で、計画的な市街化が確実と見込まれる11地区について市街化区域に編入する他、2地区について境界の明確化のため区域区分を変更するものです。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		2,291千人	2,410千人
市街化区域内人口		2,169千人	2,291千人
配分する人口		-	2,245千人
保留する人口		-	46千人
(特定保留)		-	0人
(一般保留)		-	46千人

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		2,291千人	2,410千人
市街化区域内人口		2,169千人	2,291千人
配分する人口		-	2,242千人
保留する人口		-	49千人
(特定保留)		-	0人
(一般保留)		-	49千人

旧	
新	
理由	理由
別紙のとおり	別紙のとおり

新	旧
<p style="text-align: center;">別紙 理由書</p> <p>本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。今回の見直しは、第7回の定期見直しにおいて保留された人口フレイム内で、計画的な市街化が確実に見込まれる11地区について市街化区域に編入する他、2地区について境界の明確化のため区域区分を変更するものです。</p>	<p style="text-align: center;">別紙 理由書</p> <p>本都市計画区域においては、昭和45年に12月28日に、線引きに係る都市計画を初めて決定し、以来、6回の定期見直しと6回の随時見直しを行ったところである。今回の見直しは、平成24年に実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、基本となる人口フレイムを見直し、これに対応した市街化区域の設定を行うものである。</p> <p>なお、今回の変更により、1箇所在市街化区域編入、1箇所の特定保留を予定している。</p>

第3791号議案

29都第1391号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

北九州広域都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について

平成29年8月28日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画区域区分の変更（福岡県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	1,054千人	1,029千人
市街化区域内人口	1,002千人	1,001千人
配分する人口	-	995千人
保留する人口	-	5千人
（特定保留）	-	0人
（一般保留）	-	5千人

理由

別紙のとおり

理 由 書

本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。

今回の見直しは、第7回の定期見直しにおいて保留された人口フレーム内で、埋立竣功に伴い、計画的な市街化が確実に見込まれる1地区について、市街化区域に編入するものです。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		1,054千人	1,029千人
市街化区域内人口		1,002千人	1,001千人
配分する人口		-	955千人
保留する人口		-	5千人
(特定保留)		-	0人
(一般保留)		-	5千人

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		1,054千人	1,029千人
市街化区域内人口		1,002千人	1,001千人
配分する人口		-	955千人
保留する人口		-	5千人
(特定保留)		-	0人
(一般保留)		-	5千人

旧	
新	
理由	理由
別紙のとおり	別紙のとおり

新	旧
<p style="text-align: center;">別紙 理由書</p> <p>本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。今回の見直しは、第7回の定期見直しにおいて保留された人口フレイム内で、埋立竣功に伴い、計画的な市街化が確実と見込まれる1地区について、市街化区域に編入するものです。</p>	<p style="text-align: center;">別紙 理由書</p> <p>北九州広域都市計画区域は、北九州市の一部、中間市、菊田町の一部の区域で構成されている。</p> <p>このうち北九州市については、昭和45年12月28日に当初の区域区分を都市計画決定して以降、社会状況の変化に対応するため、これまでに6回の定期見直しに加え、必要に応じて随時に見直しを行い、計画的な市街化を図ってきたところである。</p> <p>今回の見直しは、平成24年に実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づいて、区域区分の変更を行うものである。</p> <p>変更箇所は、民間開発に伴う市街地整備、公有水面埋立て、道路・河川等の整備に伴う境界線の明確化等によるものであり、保留人口フレイムの範囲内において、14ヶ所約94haについて市街化区域に編入するものである。</p>

第3792号議案

29都第1391号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

久留米小郡都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について

平成29年8月28日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画区域区分の変更（福岡県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		295千人	291千人
市街化区域内人口		244千人	244千人
配分する人口		-	242千人
保留する人口		-	2千人
（特定保留）		-	0人
（一般保留）		-	2千人

理 由

別紙のとおり

理 由 書

本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。

今回の見直しは、この「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び平成24年度に実施した都市計画基礎調査に基づき、人口フレームを見直し、これに対応した市街化区域の設定を行うものです。

なお、今回の変更により、2地区の市街化区域編入を行います。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区分	年次	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		295千人	291千人
市街化区域内人口		244千人	244千人
配分する人口		-	242千人
保留する人口		-	2千人
(特定保留)		-	0人
(一般保留)		-	2千人

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区分	年次	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口		57.5千人	60.1千人
市街地内人口		39.5千人	42.1千人

※平成27年の市街地内人口には、保留人口を含む。

旧	新
<p>理由 別紙のとおり</p>	<p>理由 別紙のとおり</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">理 由 書</p> <p>本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。今回の見直しは、この「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び平成24年度に実施した都市計画基礎調査に基づき、人口フレームを見直し、これに対応した市街化区域の設定を行うものです。</p> <p>なお、今回の変更により、2地区の市街化区域編入を行います。</p>	<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">理 由 書</p> <p>今回の見直しでは、現在既に定められている区域区分、すなわち市街化区域の具体的な範囲を変更するものではなく、平成19年度に実施した都市計画法第6条に基づく都市計画に関する基礎調査の結果に基づき、人口フレームの変更を行うものです。</p>

第3793号議案

29都第1391号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

大牟田都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について

平成29年8月28日

福岡県知事 小川 洋

大牟田都市計画区域区分の変更（福岡県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		133千人	121千人
市街化区域内人口		119千人	113千人
配分する人口		-	113千人
保留する人口		-	0人
（特定保留）		-	0人
（一般保留）		-	0人

理 由

別紙のとおり

理 由 書

本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。

今回の見直しは、この「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び平成24年度に実施した都市計画基礎調査に基づき、人口フレームの変更を行うものです。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		133千人	121千人
市街化区域内人口		119千人	113千人
配分する人口		-	113千人
保留する人口		-	0人
(特定保留)		-	0人
(一般保留)		-	0人

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口		141.0千人	131.3千人
市街地内人口		125.1千人	116.8千人

※平成27年の市街地内人口には、保留人口を含まない。

旧	
新	
理由	理由
別紙のとおり	別紙のとおり

新	旧
<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">理由書</p> <p>本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。今回の見直しは、この「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び平成24年度に実施した都市計画基礎調査に基づき、人口フレームの変更を行うものです。</p>	<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">理由書</p> <p>本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」として、「区域区分」を定めることとしています。今回の見直しは、この「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び平成19年度に実施した都市計画基礎調査に基づき、人口フレームの変更を行うものです。</p>

第3794号議案

29都第1391号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

北九州広域都市計画臨港地区の変更（福岡県決定）について

平成29年8月28日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画臨港地区の変更（福岡県決定）

都市計画臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考		
		分区名称	面 積	規 制 内 容
苅田港臨港地区	886.5ha	商 港 区	73.0ha	福岡県県営港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(昭和40年福岡県条例第25号)のとおり
		特殊物資港区	45.7ha	
		工業港区	726.0 ha	
		漁港区	1.9 ha	
		修景厚生港区	38.9 ha	
		無分区	1.0 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

公有水面埋立の竣功により、新たに臨港地区に指定すべき区域が生じたため。

新旧対照表

() は旧

名 称	面 積	備 考		
苅田港臨港地区	886.5ha (847.8)	分区名称	面 積	規 制 内 容
		商 港 区	73.0ha (72.0)	福岡県県営港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例(昭和40年福岡県条例第25号)のとおり
		特殊物資港区	45.7ha	
		工業港区	726.0 ha (690.0)	
		漁港区	1.9 ha	
		修景厚生港区	38.9 ha (37.2)	
		無分区	1.0 ha	

第3795号議案

29都第1391号
福岡県都市計画審議会 殿

景観法（平成16年法律第110号）第9条第8項の規定において準用する同条第2項の規定に基づき、次の事項について意見を聴取します。

京築広域景観計画の変更（福岡県策定）について

平成29年8月28日

福岡県知事 小川 洋

京築広域景観計画の変更（福岡県策定）

京築広域景観計画を次のように変更する。

	名 称	位 置	備考
1	工業市街地の景域	京都郡苅田町鳥越町の一部	追加
2	景観形成重点地区	京都郡苅田町鳥越町の一部	図の変更

「区域は計画図表示のとおり」

理由

当計画の対象地区である苅田町域で公有水面の埋立てが行われ、新たな土地が生じたので、市街化区域編入にあわせ、当該土地の区域について景観計画の変更を行うものである。